

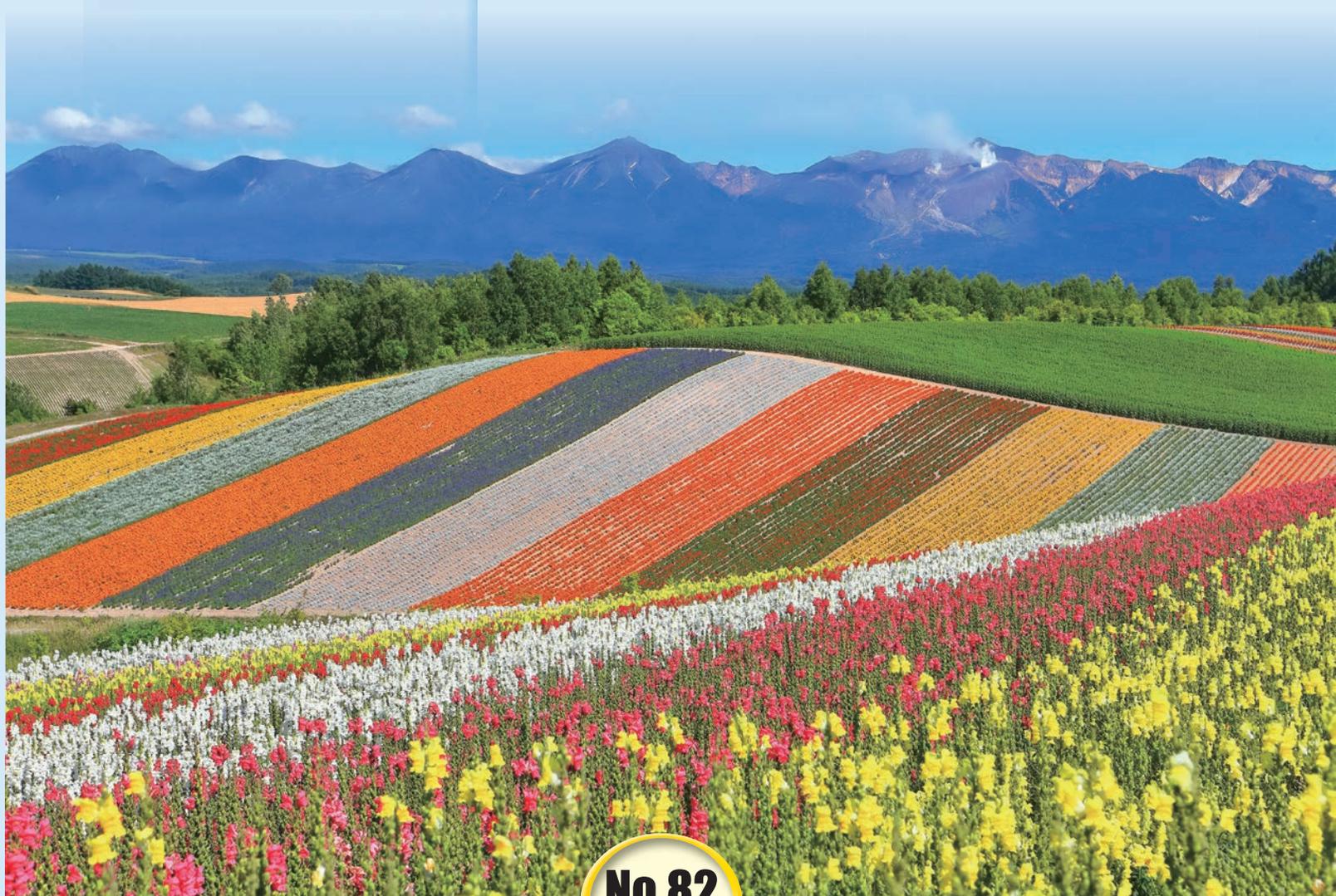
情報の共有化を目指して

# 危険物と 保安

◆寄稿

東京大学

名誉教授 田村 昌三



No.82  
2023夏



一般財団法人

全国危険物安全協会

Japan Association for Safety of Hazardous Materials

# 危険物と 保安

情報の共有化を目指して

## 1 寄稿

「危険物保安の確保の推進に向けて」

東京大学

田村 昌三 名誉教授

## 6 危険物保安情報

〈事例1〉一般取扱所において、高温の焼入れ金属が落下し、地下ピット内に堆積したほこり等に着火した火災事故

〈事例2〉製造所の無許可仮設ラインからの危険物漏えい事故

## 8 県危連、地区協会からの情報

・茨城県におけるオンライン保安講習の取り組みについて

公益社団法人 茨城県危険物安全協会連合会

・鳥取県における連合会の取り組みについて

鳥取県危険物保安協会連合会

## 10 関係業界・事業所の取り組み

・危険物安全管理の充実に向けて

NRS株式会社 大阪物流センター

## 12 消防庁からの情報

・令和4年中の危険物に係る事故の概要

## 17 令和5年度「危険物安全週間」実施報告

・表彰受賞者名簿

## 21 全危協ニュース

・令和5年度定期点検技術者講習日程

◆表紙写真の解説

〈美瑛四季彩の丘(北海道)〉



広さ15万㎡の敷地に、鮮やかな数十種類の花が咲く展望花畑。緩くうねりのある丘が独特の風景を形作り、素晴らしい眺望はまさに“虹色のカーペット”。園内には農産物直売所やレストラン、アルパカ牧場もあります。

No.82  
2023夏



# 寄稿

## 危険物保安の確保の 推進に向けて

東京大学名誉教授

田村 昌三



### 1 はじめに

危険物はエネルギー、原材料、ファインケミカルズ等我々の衣食住をはじめ、我々が豊かな生活を営む上で重要な役割を果たしている。しかしながら、危険物には発火・爆発、有害危険、あるいは環境汚染の潜在危険性をもったものもあり、危険物の取扱いを誤るとそれらの潜在危険が顕在化し、爆発・火災災害、健康障害、環境汚染問題等を引き起こす。ここでは、危険物保安上重要な爆発・火災災害の防止を取り上げる。

近年、危険物を取扱う化学関連産業において爆発・火災災害が発生しており、その要因として危険物の危険性に関する知識の不足、危険物取扱いの安全意識の低下、危険物に起因する異常の早期発見と対応力の不足等が問題となっている。

これらの安全問題の背景にあるものについて考えてみると、産業は発展し、経済も進展することにより我々の生活はある意味では豊かになったが、一方、産業は高度化、多様化、国際化が進み、人・社会のもの考え方は大きく変わってきた。

人・社会の変化については、少子化、核家族化、国際化は進み、個人を尊重し、物質的な豊かさは感じるが、倫理観の低下、危険への感性の低下、価値観の多様化、社会性の低下等が見られるようになってきた。

一方、産業の高度化、多様化、国際化は進展し、危険物を取扱うプロセスにおける設備・機器、作業、管理面における潜在危険は増大してきている。作業の分化、専門化、AI・IoT化が進み、全体像や中身がわからなくなってきており、また、合理化、世代交代が進み、経験者が不足してきており、問題発生時の対応が困難になってきている。さらに、プラント建設の国際化に伴い国内でのプラント建設の機会が減少し、また、プラントの立ち上げや停止の機会も減少したことによりプラントの中身を熟知する機会が少なくなってきており、技術伝承をいかに行うかも重要な課題である。

### 2 危険物取扱プロセスの 安全化の推進

21世紀は環境安全調和社会として、産業活動は製品の生産から消費、廃棄に至るすべてのライフサイクルにおいて、ヒト、社会、環境との調和が求められており、安全は産業活動の基盤であると言われている。技術立国を目指す我が国は安全・環境・品質・安定生産に配慮した物づくりにおいて国際的先導性をもつ必要がある。そのためには我が国の強みとしての経営層のリーダーシップと現場力の強化が重要であろう。

危険物取扱プロセスの安全化を推進するためには、

まず、危険物取扱プロセスの安全の基本を理解する必要がある。すなわち、危険物取扱プロセスのハザードを正しく把握し、適切なリスクアセスメントとリスクマネジメントを行うことである。そして危険物取扱プロセスの安全化を推進できる安全環境の醸成を図ることであり、それらを担う人材を育成することである。

### 3 危険物取扱プロセスの安全の基本

危険物を取扱うプロセスにおいては、危険物に起因する発火・爆発のハザードがあり、危険物を取扱う条件によってはハザードが顕在化し、発火・爆発を起こす。この発火・爆発の発生確率は、危険物の発火・爆発の感度特性と取扱う条件により、また、発火・爆発の影響度は危険物の発火・爆発の威力特性と取扱量により決まる。そして、発火・爆発のリスクは発生確率と影響度との積により求められる。

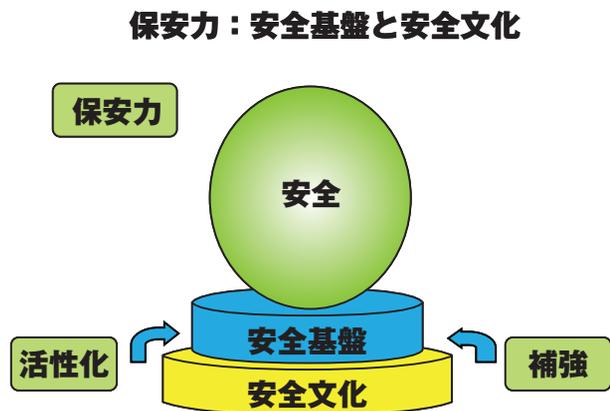
したがって、危険物の取扱いに伴う発火・爆発のリスクを低減するためにはリスクアセスメントとリスクマネジメントを適切に行うことが重要となる。そのためには、まず、漏れなくハザードを抽出することである。ハザードが抽出されると危険物の感度特性および威力特性と取扱条件により発生確率と影響度が求められ、リスクを算出することができる。このリスクレベルが許容できない場合は発生確率あるいは影響度の点からリスクの低減を行う必要がある。ここでのポイントは種々の視点からハザードを漏れなく抽出することである。ハザードが抽出されなければリスクアセスメントもできないし、リスク低減のためのリスクマネジメントも行うことができないからである。

## 4 危険物取扱プロセスの安全化推進のための安全環境の醸成

### 4.1 危険物取扱プロセスの保安力

危険物取扱プロセスの安全化推進のためにはその基本を理解し、それが実行できる安全環境を醸成する必要がある。図1は保安力の概念図を示す。

図1 保安力の概念



安全確保のためには、まず、安全の仕組みである安全基盤を構築する必要がある。そして、その安全基盤を活性化し、補強するためには安全文化が重要であるという考え方である。

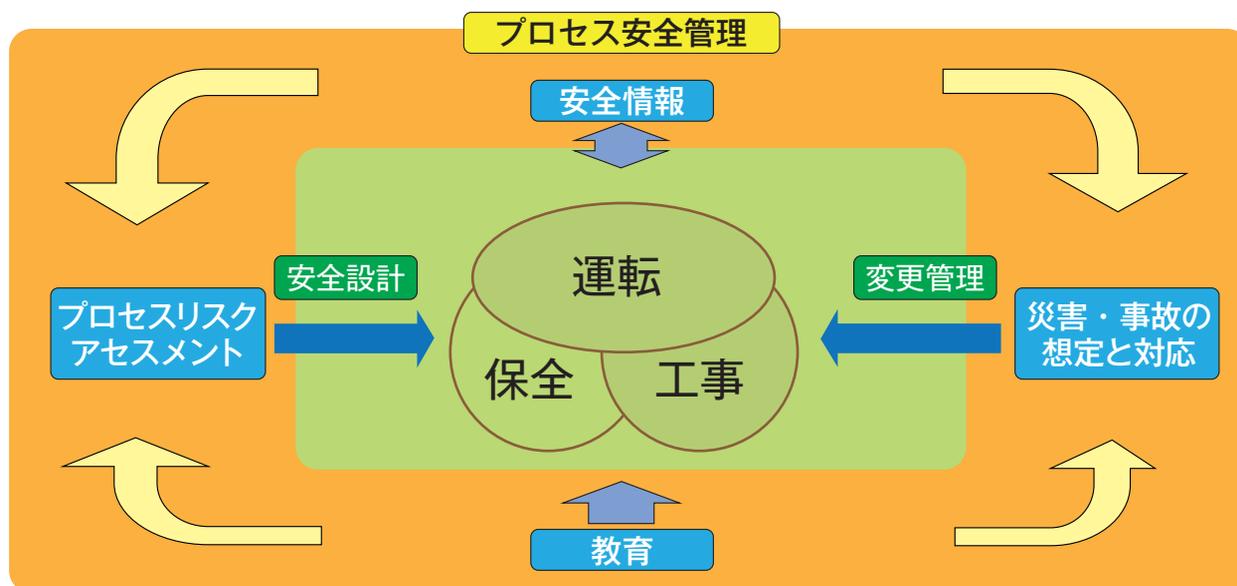
図2および図3は安全基盤および安全文化の概念図を示す。

安全基盤は人・組織、設備、技術による危険物取扱プロセスの安全を向上させるための仕組みといえる。

また、安全文化は安全基盤を活性化し、補強する人間行動、組織活動、事業所活動を改善することによる危険物取扱プロセスの安全の向上を図る体系といえる。

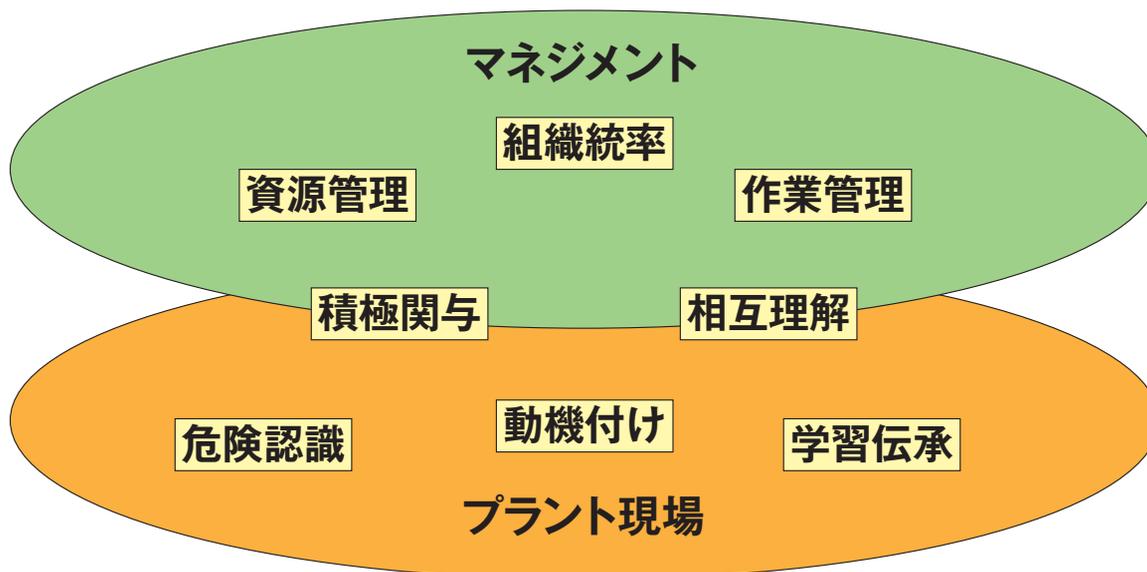
安全文化の醸成のためには、マネジメント層の安全理念の明確化とリーダーシップの発揮が必須であり、現場においてはマネジメント層の安全理念を理解し、主体的な安全活動を展開するモチベーションとそれをサポートする危険認識と学習伝承が必要である。また、マネジメント層においては、現場が主体的な安全活動を展開するための資源管理と作業管理も重要な要素となる。そしてマネジメント層から現場に至るまでが一体となって安全に積極的に関与するとともにそのための相互理解を図る必要がある。

図2 安全基盤の概念（評価 10 項目）



人・組織、設備、技術により  
プラントの安全を向上するための仕組みの体系

図3 安全文化の概念（評価 8 項目）



安全基盤を活性化し、補強する人間行動、組織活動、事業所環境を  
改善することにより、プラントの安全を向上させていく体系

## 4.2 保安力の強化

保安力の強化のためには、次の事項が重要であろう。

### ① 経営層・管理層の役割

### ② 安全知識・技術情報の体系化と共有化

ハザード抽出、リスクアセスメント、リスクマネジメントの手法、IoT・AI等の技術の活用と安全の

確保

### ③ 安全活動の体系化と共有化

日本化学工業協会による「安全活動ベストプラクティス集」の活用

### ④ 事故情報の体系化と共有化

### ⑤ 産業安全を推進する人材の育成

危険物取扱プロセスの安全化を行うためのリスクアセスメントおよびリスクマネジメントを適切に行う上では、まず、ハザードの漏れない抽出が重要であることを述べた。危険物取扱プロセスにおけるハザードの内、顕在化したものは事故として、また、一部顕在化したものはトラブルあるいはヒヤリハットとして情報を得ることができ、安全対策を講じることができる。しかしながら、顕在化しないハザードについては、安全対策を講じることが困難であり、それらをいかにして抽出するかがポイントとなる。そのためにもハザード情報の抽出手法の体系化、共有化に関する産官学の仕組みを考える必要があろう。

安全活動ベストプラクティス集は日本化学工業協会が安全表彰事業所の優れた安全活動を保安力の安全基盤と安全文化の項目で整理したもので、保安力評価の結果、強化すべき項目の安全活動を行うに当たり参考となろう。

事故情報の体系化と共有化については、事業所、職場等における事故あるいはトラブル、ヒヤリハット等を図4に示す要因で整理すると、各事業所、職場等の改善すべき課題が明確化し、強化する上での参考となろう。

### 4.3 安全化推進のための人材育成

危険物取扱プロセスの安全化を推進していくためには、安全のわかる経営層、管理層をはじめ、安全を推進する技術者、作業員、研究者と安全の専門家の育成が必要となる。そのためには体系的な安全教育プログラムを構築し、図5に示すように初等・中等教育、高等教育、企業教育、社会人教育の各段階において適切な安全教育プログラムを推進する必要がある。

ここで、初等・中等教育で行う安全の基本とは、リスク認識をもち、自分の身は自分で守ることを実感

するとともに、危険への感性をもち、リスクとベネフィットを基に科学的判断ができる素養を身につけることである。また、基本的な安全知識は、我々が生活する上で必要な知識であり、安全の基本とともにすべての人が身につけるべきものである。高等教育においてはその上で必要により高度あるいは専門的な安全知識・技術を身につけるべきである。企業には初等・中等教育、高等教育を身につけたものが入社するわけであるから、企業教育は企業固有の専門分野の知識・技術と各階層が必要とする安全教育を行うことになる。また、社会人教育は安全の基本および安全の基本的知識をリマインドするための場となることが望ましい。これが本来の体系的な安全教育であるが、初等・中等教育、あるいは高等教育が十分に行われているとはいえず、産業を推進する企業の安全教育にひずみが生じているのが実態である。

危険物取扱プロセスの安全化を推進する上でも安全教育の体系化に基づく各段階での適切な安全教育をしっかりと行う必要がある。

## 5 まとめ

危険物保安の確保の推進に向けて、近年の危険物取扱プロセスの爆発・火災等の要因とその背景について考察し、危険物取扱プロセスの安全化の推進の方向性について述べた。

危険物取扱プロセスの安全化の推進のためには、その基本となるリスクアセスメントとリスクマネジメントを適切に実施するとともに、安全環境を醸成することが重要であるとし、保安力の考え方を示し、その強化方法について述べ、さらに、それらを推進する上で体系的な安全教育の推進の必要性にも触れた。

危険物保安の確保の推進に向けて何かの参考になれば幸いである。

図4 危険物取扱プロセスの危険要因の整理

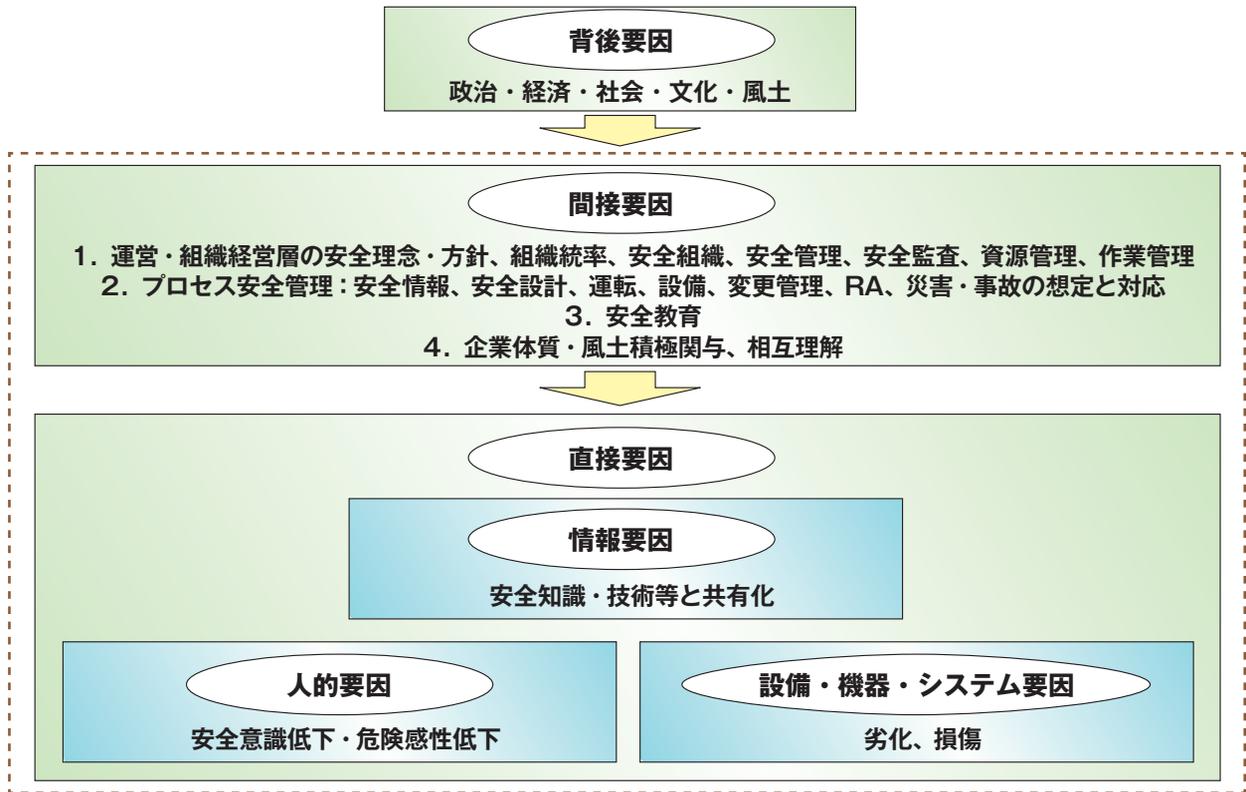
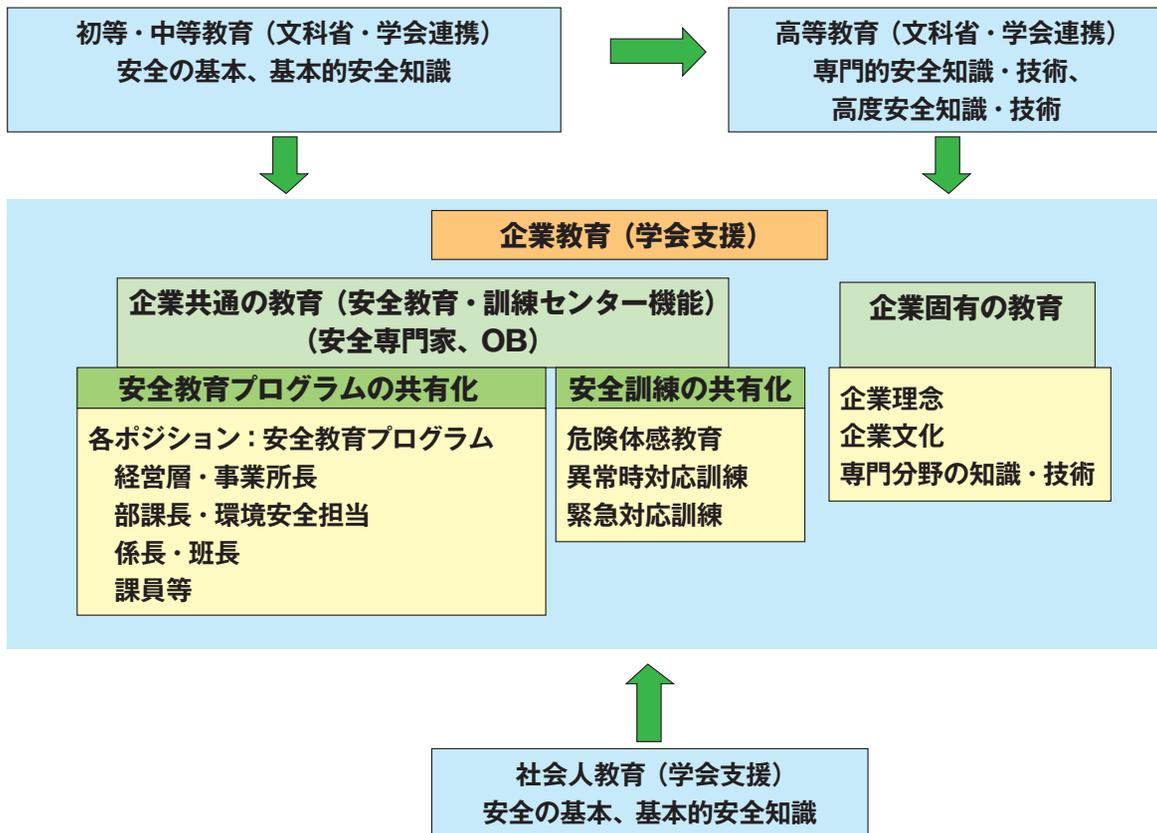


図5 体系的安全教育プログラムの各段階での適切な実施



## 〈事例1〉

# 一般取扱所において、高温の焼入れ金属が落下し、地下ピット内に堆積したほこり等に着火した火災事故

**発生場所** 宮城県

**製造所等の区分** 一般取扱所

**被害状況**

- ・火災により建屋屋根の一部、連続調質炉の付帯設備焼損。

**事故概要**

製品となる焼入れ金属の焼入れ作業（通常工程）中、高温に加熱された焼入れ金属が焼入れ油槽を収めている地下ピット内に落下。ピット内に堆積していた焼入れ油等を含んだほこり等が、落下した高温の焼入れ金属により着火し、炉の付帯設備及び建屋屋根に延焼した。従業員により直ちに初期消火作業を行ったが消火できず、消防機関（12台出動）により消火。

**事故原因**

- ・腐食疲労等劣化
- ・監視不十分

**事故分析**

高温の焼入れ金属を搬送するバスケットが、長期使用による素材等の劣化により、作業中に变形してその網目より焼入れ金属が落下した。設備点検・整備の不足によるものと思われる。また、ピット内の清掃も不十分であった。

**事故対策**

- ・地下ピットへ繋がる隙間を鉄板で塞ぎ、焼入れ金属のピット内落下を防止。
- ・焼入れ金属搬送用のバスケットの落下防止網取り付け基準及びメンテナンス基準の作成。
- ・日常点検項目にピット内清掃基準を定める。

## ❖安全チェックリスト（抜粋）

上記事故はどうしたら防げていたのか、安全チェックリストで見てください。

### 〔業種共通の危険性評価方法：大項目 10. 設備管理〕

中項目	小項目（着眼点）	チェック項目
10. 2 日常管理	(1) 5S	<input checked="" type="checkbox"/> 5S活動を行っているか
		<input type="checkbox"/> 5S活動の成果を安全巡視等で確認しているか
	(2) 設備点検	<input type="checkbox"/> 設備点検パトロールを行っているか
		<input checked="" type="checkbox"/> 設備の点検箇所については十分に検討しているか

（チェック項目中のはポイント箇所）

「❖安全チェックリスト」：事業者自らが潜在的危険要因を把握し、これに応じた安全対策を実施できるように、当協会が開発した危険性評価方法

## 上記チェック項目の解説

5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）は工場管理の基本であるため、パトロール等によって定期的に確認を行い、継続的な改善が必要です。全従業員の日頃の積み重ねによる5S活動が、事故防止の根幹です。また、5S活動は自主安全活動であり、全員が方向を一つにして達成感を得ながら推進することが大切です。

現場作業者が定期的に現場をパトロールして日常点検を行うことは、異常な兆候を早期に発見し、事故・災害を未然に防止するために非常に重要な意味を持ちます。設備点検箇所は、これまでに異常が発生した箇所や事故例などをもとに事前にリストなどを作成し、パトロールに活用することが重要です。

## 〈事例2〉

# 製造所の無許可仮設ラインからの危険物漏えい事故

**発生場所** 新潟県

**製造所等の区分** 製造所

### 被害状況

- ・ イソ酪酸メチル431L漏えい

### 事故概要

製造所の製造装置の定期修繕工事後、危険物（イソ酪酸メチル）を使用し、洗浄を行っていた際、フレキシブルホースの接続部が外れたことにより、当該危険物が漏えい。管制室の運転員が異変に気づき、現場で漏えいを確認後、バルブを閉鎖した。

### 事故原因

- ・ 誤操作

### 事故分析

装置の洗浄作業において、フレキシブルホースで無許可の仮設ラインを設定し、危険物のイソ酪酸メチルを用いて配管及び機器を洗浄していたところ、仮設

ラインのホースの結合部がはずれ、漏えいしたものと推定される。消防法第11条（製造所等の設置と変更の許可等）第1項に違反して、無許可で設備の設置・変更を行っていた。また、当該作業員の安全に対する意識が不足していた。

### 事故対策

- ・ コンプライアンスの重要性について職員に周知徹底。
- ・ 社内の非正常作業における変更審査の可否基準を明確にし、作業前の危険予知を含むリスクアセスメントを実施。
- ・ 危険物変更許可申請及び取扱い物質の危険性について、再教育を行う。
- ・ より多視点でチェックを行い、非正常作業の運用管理を改善する。

## ❖安全チェックリスト（抜粋）

上記事故はこうしたら防げていたのか、安全チェックリストで見てください。

### 〔業種共通の危険性評価方法：大項目 2. リスク管理〕

中項目	小項目（着眼点）	チェック項目
2.3 リスクアセスメント	(5) 定常時以外のリスクアセスメント	<input checked="" type="checkbox"/> 非定常時の作業についてリスクアセスメントを行っているか
		<input checked="" type="checkbox"/> 設備・運転方法の変更時についてリスクアセスメントを行っているか
		<input type="checkbox"/> 協力会社が実施するリスクアセスメントの支援を行っているか

（チェック項目中のはポイント箇所）

「❖安全チェックリスト」：事業者自らが潜在的危険要因を把握し、これに応じた安全対策を実施できるように、当協会が開発した危険性評価方法

## 上記チェック項目の解説

非定常時の作業及び変更時においても、抜け漏れなく、リスクアセスメントを行うことが重要です。

- ・ 非定常時の作業についてリスクアセスメントを行っているか。

設備のスタートアップ/シャットダウン、緊急シャットダウン、異常反応、点検・清掃作業等の非定常時の作業中において、重大事故が発生しています。これらの作業は、通常時実施しないため頻度が少なく作業が慣れていないことが挙げられます。

- ・ 設備・運転方法の変更時についてリスクアセスメントを行っているか。

設備増設、運転方法・条件（温度・圧力・原料・工程等）の変更時において、重大な事故が発生しています。状態の変化に対応しきれない、また新たなリスクが発生したことが挙げられます。

## 茨城県におけるオンライン保安講習の 取り組みについて

公益社団法人 茨城県危険物安全協会連合会

### 1. はじめに

茨城県は、人口280万人余りで関東北東部に位置しておりますが、御存じのとおり、某民間調査会社の魅力度ランキングでは、ほぼ定位置を保っております。

産業面では、メロン、鶏卵等の収穫量が日本一であるなど農業県である一方、工場立地面積第1位、製造品出荷額第8位と製造業が盛んな県でもあります。県内には、鹿島臨海工業地帯、筑波研究学園都市もあり、また、道路実延長距離や千人当たり家用乗用車数も上位を占めており、これらに応じて危険物施設も多数存在しております。

### 2. (公社) 茨城県危険物安全協会連合会の紹介

当連合会は、昭和34年の消防法改正により危険物に関する事務の一部が都道府県に移るのを機に、同年9月に任意団体として設立され、危険物試験準備講習会、広報誌発行、表彰事業等順次事業を拡大してきました。

昭和60年4月には社団法人として認可され、同時に保安講習会の事務を受託し、平成2年からは危険物安全週間が制定されたのを機に、危険物安全大会を県と共催で実施することとなりました。

その後、公益法人制度改革三法が施行されたのを受けて、平成23年9月に公益社団法人として認可され、現在、県内30地区の危険物安全協会を正会員として活動しております。

このほか、平成25年度からは、1都9県で構成する関東甲信越地区危険物安全協会連合会の事務局を担っております。

### 3. オンライン保安講習会の開催について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により対面講習の開催が難しい状況が生じ対応に苦慮していたところ、総務省消防庁よりオンラインによる講習の試行的実施が認められ茨城県と協議の上、令和2年度末からオンラインによる講習会を開催しました。

オンライン講習の導入に当たっては、総務省消防庁より講習動画等の提供を受けましたが、受講者の申請受付から講習修了までの管理方法等については暗中模索の状態でありましたので、オンライン講習の業務フローを何度も手直しし、問題点を一つ一つ解決しながら初年度の講習会を終了することができました。

令和3年度はeラーニングシステムが提供され、令和4年度からは全危協に引き継がれて各都道府県危険物安全協会連合会等からの意見をもとに改良されています。

令和4年度茨城県保安講習受講者数 (単位：人)

給油取扱所	コンビナート	一般	合計
1,240 (286)	2,233 (624)	3,757 (1,026)	7,230 (1,936)

( ) 内はオンライン受講者で内数。

### 4. おわりに

自然災害の激甚化、脱炭素化、経済安全保障上の諸問題等、先を見通すことが困難な時代ですが、全危協、各都道府県危連、地区協会、その他関係機関と連携しながら安全安心で持続可能な社会を築く一助となれるよう邁進してまいりますので、今後とも御支援御協力をよろしくお願いいたします。



ネモフィラ (国営ひたち海浜公園 みはらしの丘)

# 鳥取県における連合会の取り組みについて

## 鳥取県危険物保安協会連合会

### 1. はじめに

鳥取県は、中国地方の北東部に位置し、東西にやや細長い県です。その形は、犬が飛び跳ねている姿に似ています。北は日本海に面し、鳥取砂丘やユネスコ世界ジオパークに認定された山陰海岸などの海岸線が続き、南には、中国地方最高峰で日本百名山の大山をはじめ、中国山地の山々が連なっています。山地が多い地形ですが、三つの河川流域に平野が形成され、それぞれ鳥取市、倉吉市、米子市が流域の中心都市となっています。

比較的温暖な気候ですが、冬には降雪もあるなど、四季の移ろいは鮮やかです。また台風などの自然災害が少なく、気候条件に恵まれています。

### 2. 鳥取県危険物保安協会連合会の紹介

当連合会は、昭和61年9月に前身団体である「鳥取県四市危険物保安協会連絡協議会」を発展的に解散し、鳥取県危険物保安協会連合会を設立するとともに(財)全国危険物安全協会連合会(現(一財)全国危険物安全協会)に加入しました。

連合会設立時から平成24年まで事務局を鳥取県東部広域行政管理組合消防局内に置き、地区協会である東部危険物保安協会に事務委託するとともに消防職員が県危連幹事を兼務する特異な運営形態でした。地区協会及び消防職員が運営実務に関与する都道府県は、皆無であり、県危連の独立化が長年の懸案事項となっていました。この間、危険物取扱者保安講習を受託するなど地区協会及び消防職員の負担が増大したことから独立化の機運が高まり、平成24年に県危連組織の独立化を図り専任職員(消防OB)を配置し現在に至っています(事務局の所在は、従前の消防局内です)。

主要事業である危険物取扱者保安講習につきましては、オンライン講習の普及・推進を図っているところですが、対面講習につきましても受講環境(視聴覚設備・空調・駐車場)の整備された会場を用意し、快適な講習を提供できるように努力しています。

また、鳥取県安全大会の開催につきましては、県危連主催で各地区協会の手助けを受け、会員の保安意識の高揚を図るため表彰式及び講演の内容で開催しています。

### 3. 地区協会の紹介

県内には、4地区協会があり、それぞれ独自の事業展開を行っています。

主要事業は、危険物取扱者準備講習、防火管理者講習(消防局からの受託事務)及び消火競技大会です。危険物取扱者準備講習(乙種4類)は2日間の充実した講習内容で、会員外及び他県からの申し込みも増加しています。また、東部協会では甲種又は丙種受験者を対象に、法令のみの部分的な受講も可能としており、好評を得ています。

米子協会では、会員事業所の新入社員を対象とした防災講習会及び会員を対象とした防災講演会の開催など、独自の事業を展開し会員の防災意識の高揚と親睦を図っています。

各協会とも会員数の減少などによる厳しい財政状況ですが、会員の負託に応えるべき諸事業に取り組んでいます。



鳥取砂丘(鳥取市)

——令和4年度消防庁長官優良危険物関係事業所表彰受賞——

NRS株式会社 大阪物流センター

## 危険物安全管理の充実に向けて

### 1. はじめに

ようやく新型コロナウイルス感染症の制限も緩和され、本来の日常を取り戻しつつありますが、我々が取り扱う危険物業界は様々な課題に直面しており、危機感を感じずにはられません。

時代を支え続けた設備は老朽化、いつどこで発生するかわからない天災への備え、薄れていく知識・技術の継承、取り上げればキリがありませんが、これらを如何に組織を挙げ解決していくか、日々奮闘しています。

### 2. 事業紹介

弊社は「日本陸運産業株式会社」として1964年に創業。企業理念として、「小さくともダイヤモンドの如くみんなの幸せを」を掲げ、化学品の物流事業に携わっています。

1978年（昭和53年）、大阪府高石市に現在我々の職場である大阪倉庫を開業、45年目を迎えます去年、2022年10月には持続的な成長を追求するため、「NRS株式会社」に商号を変更。常に安全を確保し、環境に配慮した効率的な物流で社会に貢献するため、社員は日ごろより自己研鑽に努め、誇りを持って業務を遂行しています。



弊社新社名 ロゴ

### 3. 危険物施設の保全について

ハード面の対策が必要と感じさせられた出来事に、忘れもできない2018年の台風21号があります。

当社の施設でも甚大な被害があり、業務には影響が少なかったものの、復旧にかなりの時間を要しました。



毎年のようにどこかで起こる天災をニュースで見ると、自分の職場に置き換えて考えてしまいます。我々が暮らす大阪にもいつか必ず起こるであろう、南海トラフ地震の脅威があります。「備えあれば憂いなし」と言いますが、いくら備えても万全な対策ができていない訳ではありません。

また、天災だけではなく経年劣化している施設についても目に見えない部分まで気を配る必要があります。当センターでも、「予防保全」に注力しておりましたが、近年、「予知保全」という言葉を良く耳にします。トラブルが起きそうな時期を予知し、先手を打つことが出来ればより一層の安心が得られます。

現時点ではハードルが高いですが、いずれAIなどのテクノロジーを活用し、「予知保全」が当たり前を実施されることを願っています。

#### 4. 安全教育・対話・訓練について

続いて弊社の教育についてお話しさせていただきます。「人はミスをします」、ヒューマンエラーと呼ばれますが、事故の発生原因は操作ミスや確認不足など、半分以上がこのヒューマンエラーによるものです。

このエラーを減少させるべく、弊社では過去の事故事例を分析、大きく3つに分類し、それぞれ手法の違った教育を実施しています。

##### 「未経験・経験不足によるエラー」

新入社員、若手社員に良く起こるエラーで、危険がどこに潜んでいるかわからない、適切な危険予知ができないなど、すぐに解決できるエラーではなく、長期的スパンでの教育が必要になります。

よって少人数でのリスクアセスメントや、KY活動を主体とし、事故要因を様々な角度から捉える教育を行っています。

##### 「慣れによる手順省略によるエラー」

先程とは逆で、ベテラン社員やある程度経験を積んだ若手社員が「自分なら大丈夫」という自信から手抜きと呼ばれる行動を引き起こしエラーにつながる事象です。

それでは人は何故、「手抜き」と呼ばれる行動をとるのでしょうか？ 作業自体は日々同じような繰り返しになりますが、我々人間は日々同じ体調、精神状態で業務をこなせるわけではありません。仕事に追われ疲労が積み重なり、集中力は低下、様々な要因を抱えながら業務を遂行しているのです。

これらの要因にいち早く気付くことが必要と考え、今まで構内パトロールの際には危険作業の注意喚起、危険箇所の発見等を目的に行っていましたが、現在は個々との対話も重要視しています。

対話により個々の変化を見逃さないよう気を配り、あらゆる危険行為を未然に防ぐことに注力しています。

##### 「パニック状況を想定したエラー回避訓練」

こちらは実際に経験することができない想定での訓練になり、一番身近な想定訓練としては「避難訓練」や「通報訓練」などを想像する方も多いと思います。

最近、一番印象に残った訓練は「漏洩対策訓練」で、前もって漏洩発生時の対応手順書の勉強会を実施し

たのですが、いざ訓練となると全く手順書通りの動きが出来ず何度も中断、その都度一人一人に何故そのように動いたのかを確かめながら進めるといった結果になってしまいました。

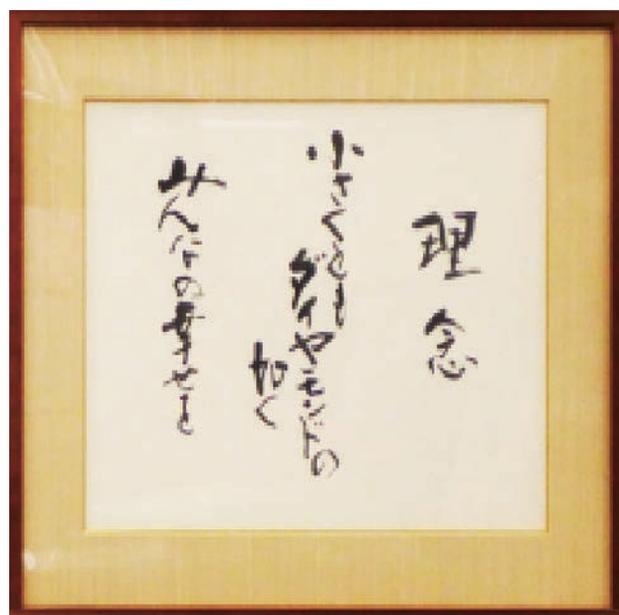
実際、人はパニック状態に陥ると「何故」と思うような不思議な行動をとることがあります。どのような状態に陥っても冷静な行動をとることができるようにするには反復訓練以外ないと考え、その重要性を繰り返し説明するようにしています。

全員が自分の持ち場で自分のすべきことを「自然と体が動く」を目標に、日々訓練しています。

#### 5. おわりに

我々が取り扱う危険物ですが、セルフのスタンドを始め、最近ではアルコール消毒液など、危険物と呼ばれるものが身近にあふれる世の中になりましたが、今自分は危険物を扱っていると自覚している人はどれくらいいるのでしょうか？

ひとつ間違えば火災や爆発を引き起こし、人命まで一瞬で奪いかねない恐ろしいものであると同時に日常生活に無くてはならない危険物を取り扱っているという自覚と誇りを持ち、弊社の企業理念である「小さくともダイヤモンドの如く みんなの幸せを」を胸にこれからも消防庁長官優良危険物関係事業所表彰受賞に恥じないよう真摯に取り組んで参ります。



弊社 企業理念

# 令和4年中の危険物に係る事故の概要

消防庁危険物保安室

## 1 はじめに

令和4年中（令和4年1月1日～令和4年12月31日）の危険物に係る事故の発生状況について、概要をとりまとめましたので紹介いたします。

なお、事故発生件数の年別の傾向を把握するため、事故件数にあつては、震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生したものを除いています。

## 2 危険物に係る事故発生状況等

危険物施設における火災事故及び流出事故の件数は平成6年の287件（火災事故113件、流出事故174件）から増加に転じ、平成19年以降は高い水準で横ばいの状態が続いています。（第1図参照）

令和4年中の事故件数については、火災事故が226件（前年224件）、流出事故が415件（前年422件）となっており、重大事故については、火災事故が10件（前年12件）、流出事故が11件（前年8件）となっています。（第1表参照）

また、無許可施設、危険物運搬中等の危険物施設以外での事故は19件（前年21件）であり、その内訳は、火災事故が6件（前年8件）、流出事故が13件（前年13件）となっています。（第1表参照）

火災事故による被害は、死者2人（前年0人）、負傷者39人（前年39人）、損害額32億7,153万円（前年71

億747万円）となっており、流出事故による被害は、死者0人（前年1人）、負傷者20人（前年32人）、損害額5億6,731万円（前年4億7,712万円）となっています。（第1表参照）

## 3 火災事故

### (1) 危険物施設における火災事故の発生及び被害の状況

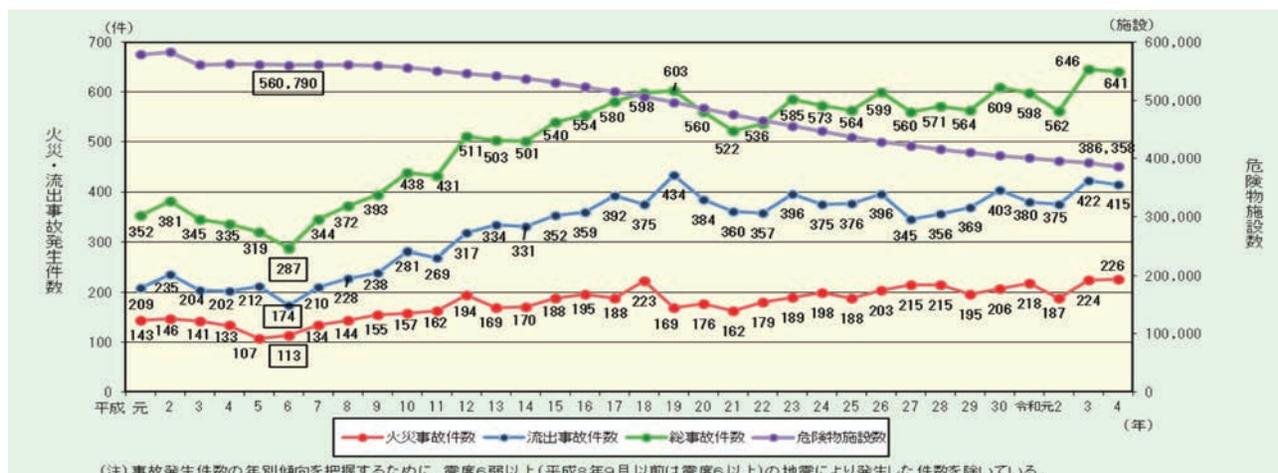
令和4年中に危険物施設において発生した火災事故の件数は、226件（前年224件）であり、その被害は、死者2人（前年0人）、負傷者36人（前年36人）、損害額は27億5,094万円（前年70億4,692万円）となっています。前年に比べ、火災事故の件数は2件増加、死者は2人増加、負傷者は前年同数、損害額は42億9,598万円減少しています。（第2表参照）

製造所等の危険物施設の区分別にみると、火災事故の件数は、一般取扱所で発生したものが152件で最も多く、次いで、給油取扱所で31件、製造所で29件となっており、1件当たりの損害額は、一般取扱所に係るものが1,531万円で最も高く、次いで、製造所に係るものが1,301万円となっています。（第2表参照）

危険物施設1万施設当たりの火災事故の件数は、危険物施設全体では5.85件となっています。（第2表参照）

危険物施設における火災事故の件数の推移を製造所等の危険物施設の区分別にみると、一般取扱所、製造所及び給油取扱所におけるものが上位を占める状況が続いています。（第2図参照）

第1図 危険物施設における火災事故・流出事故の発生件数及び危険物施設数の推移



第1表 令和4年中に発生した危険物に係る事故の概要

区分	事故の態様 発生件数等 火災及び 流出事故 発生件数 (A)+(B)	火災事故				流出事故				
		発生件数 (A)	被害			発生件数 (B)	被害			
			死者数	負傷者数	損害額 (万円)		死者数	負傷者数	損害額 (万円)	
危険物施設	641	226 (10)	2	36	275,094.0	415 (11)	0	18	56,638.0	
危険物施設以外	無許可施設	7	5	0	3	51,518.0	2	0	1	1.0
	危険物運搬中	12	1	0	0	541.0	11	0	1	92.0
	仮貯蔵・仮取扱い	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
	小計	19	6	0	3	52,059.0	13	0	2	93.0
合計	660	232	2	39	327,153.0	428	0	20	56,731.0	

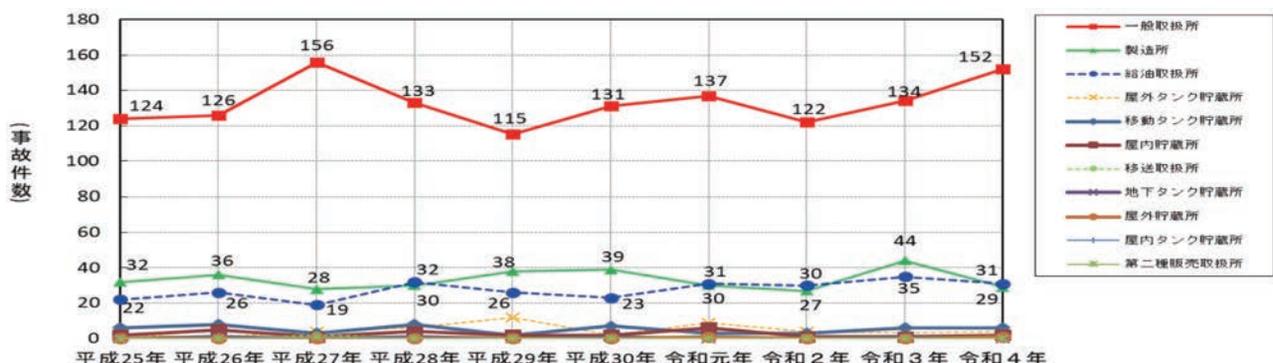
(注) 1 ( )内の数値は重大事故件数を示す。  
 2 火災事故に係る重大事故は、危険物施設で発生した火災事故のうち、①死者が発生した事故(人的被害指標)、②事業所外に物的被害が発生した事故(影響範囲指標)、③収束時間(事故発生から鎮圧までの時間)が4時間以上要した事故(収束時間指標)のいずれかに該当する事故をいう。また、流出事故に係る重大事故は、危険物施設で発生した流出事故のうち、①死者が発生した事故(人的被害指標)、②河川や海域など事業所外へ広範囲に流出し、かつ、流出した危険物量が指定数量の1倍以上の事故(流出被害指標)、③事業所周辺のみ流出し、かつ、流出した危険物量が指定数量の10倍以上の事故(流出被害指標)のいずれかに該当する事故をいう(「危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標の一部改正について」(令和2年12月7日付け消防第287号))。

第2表 危険物施設における火災事故の概要(令和4年中)

製造所等の別	発生件数等 発生件数 (ア)	1万施設 当たりの 発生件数	被害				被害の状況 A B C D				
			死者数	負傷者数	損害額 (イ) (万円)	1件当たり の損害額 (イ)/(ア) (万円)					
製造所	29	58.00	0	5	37,729.0	1,301	29	0	0	0	
貯蔵所	屋内貯蔵所	2	0.41	0	0	21.0	11	2	0	0	0
	屋外タンク貯蔵所	4	0.70	0	0	3,990.0	998	4	0	0	0
	屋内タンク貯蔵所	0	0.00	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	地下タンク貯蔵所	0	0.00	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	簡易タンク貯蔵所	0	0.00	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	移動タンク貯蔵所	6	0.93	1	0	405.0	68	6	0	0	0
	屋外貯蔵所	1	1.06	0	0	0.0	0	1	0	0	0
小計	13	0.49	1	0	4,416.0	340	13	0	0	0	
取扱所	給油取扱所	31	5.47	0	3	277.0	9	31	0	0	0
	第一種販売取扱所	0	0.00	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	第二種販売取扱所	0	0.00	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	移送取扱所	1	9.68	0	0	0.0	0	1	0	0	0
	一般取扱所	152	26.05	1	28	232,672.0	1,531	149	0	3	0
小計	184	15.66	1	31	232,949.0	1,266	181	0	3	0	
合計/平均	226	5.85	2	36	275,094.0	1,217	223	0	3	0	

(注) 1 被害の状況は、危険物施設から出火し、当該危険物施設の火災でとどまったものを「A」、他の施設からの類焼により危険物施設が火災となったものを「B」、当該危険物施設の火災により他の施設にまで延焼したものを「C」、危険物の流出に起因して施設外から火災となったものを「D」とした。  
 なお、「B」には、危険物施設又は無許可施設の火災からの類焼は含まない。  
 2 1万施設当たりの発生件数における施設数は、令和4年3月31日現在の完成検査済証交付施設数を用いた。

第2図 危険物施設における火災事故の発生件数の推移(過去の10年間)

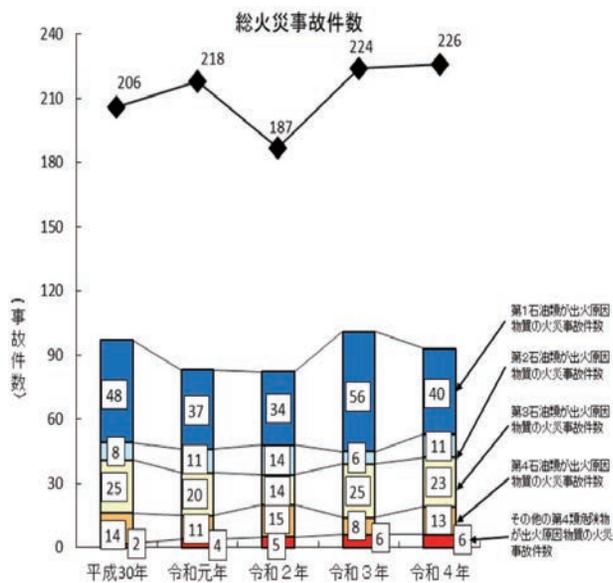


(注) 簡易タンク貯蔵所、第一種販売取扱所の火災事故は過去10年間発生していない。

## (2) 出火の原因に関係した物質

危険物施設における火災事故の出火原因に関係した物質（以下「出火原因物質」という。）についてみると、226件の火災事故のうち、危険物が出火原因物質となるものが104件（46.0%）発生しており、このうち93件（89.4%）が第4類の危険物が出火原因物質となるもので占められています。また、第4類の危険物について品名別にみると、第1石油類が出火原因物質となるものが40件（43.0%）で最も多く、次いで、第3石油類が出火原因物質となるものが23件（24.7%）、第4石油類が出火原因物質となるものが13件（14.0%）、第2石油類が出火原因物質となるものが11件（11.8%）となっています。（第3図参照）

第3図 危険物施設における火災事故の出火原因物質（第4類危険物）の推移（最近の5年間）

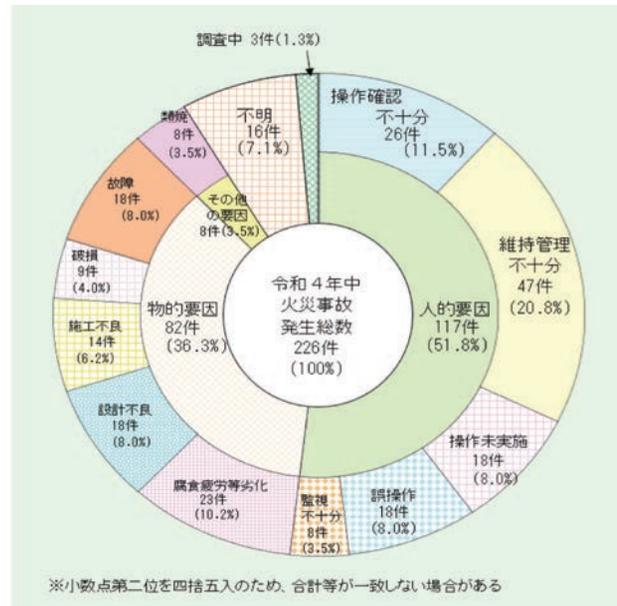


## (3) 火災事故の発生原因及び着火原因

危険物施設における火災事故の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区分してみると、人的要因が117件（51.8%）で最も高く、次いで、物的要因が82件（36.3%）、その他の要因（不明及び調査中を含む。）が27件（11.9%）となっています。人的要因では、維持管理不十分の47件（20.8%）、操作確認不十分の26件（11.5%）、物的要因では、腐食疲労等劣化の23件（10.2%）、物的要因では、腐食疲労等劣化の23件（10.2%）が高い数値となっています。（第4図参照）

また、主な着火原因は、高温表面熱が42件（18.6%）で最も高く、次いで、静電気火花が38件（16.8%）、過熱着火が24件（10.6%）、電気火花が18件（8.0%）となっています。（第3表参照）

第4図 令和4年中の危険物施設における火災事故の発生要因



第3表 危険物施設における火災事故の着火原因（令和4年中）

着火原因	製造所等の別										取扱所				計	比率 (%)	令和3年		
	製造所	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	陸揚タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	小計	合計取扱所	第一種取扱所	第二種取扱所	移送取扱所	一般取扱所			小計	比率 (%)	件数
裸火	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	8	10	11	4.9	13	5.8
高温表面熱	4	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	36	36	42	18.6	23	10.3
溶接・溶断等火花	1	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	6	7	10	4.4	12	5.4
静電気火花	11	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	17	27	38	16.8	50	22.3
電気火花	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	15	17	18	8.0	23	10.3
衝撃火花	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8	9	9	4.0	8	3.6
自然発熱	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	7	3.1	10	4.5
化学反応熱	3	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	7	7	12	5.3	7	3.1
摩擦熱	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	8	8	11	4.9	8	3.6
過熱着火	1	1	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	20	21	24	10.6	26	11.6
放射熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0.9	5	2.2
その他	3	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	7	16	19	8.4	23	10.3
不明	0	0	1	0	0	0	1	0	2	4	0	0	0	10	14	16	7.1	14	6.3
調査中	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	5	7	3.1	2	0.9
合計	29	2	4	0	0	0	6	1	13	31	0	0	1	152	184	226	100.0	224	100.0

(注) 1 着火原因の分類は、推定によるものを含む。 2 調査中とは、令和5年4月1日現在において、未だ調査中のものをいう。  
 3 参考のため、右欄に前年の件数と比率を掲載した。 4 ( ) 内の数値は重大事故に係る数値を示す。

## 4 流出事故

### (1) 危険物施設における流出事故の発生及び被害の状況

令和4年中に危険物施設において発生した流出事故の件数は、415件（前年422件）であり、その被害は、死者0人（前年1人）、負傷者18人（前年28人）、損害額は5億6,638万円（前年4億7,673万円）となっています。（第4表参照）

また、製造所等の危険物施設の区分別にみると、流出事故の件数は、一般取扱所で発生したものが121件で最も多く、次いで、屋外タンク貯蔵所で78件、給油取扱所で63件、移動タンク貯蔵所で55件となっており、

1件当たりの損害額は、製造所に係るものが456万円 で最も高く、次いで、屋外タンク貯蔵所に係るものが250万円、移動タンク貯蔵所に係るものが117万円となっています。（第4表参照）

危険物施設1万施設当たりの流出事故の件数は、危険物施設全体では10.74件となっています。（第4表参照）

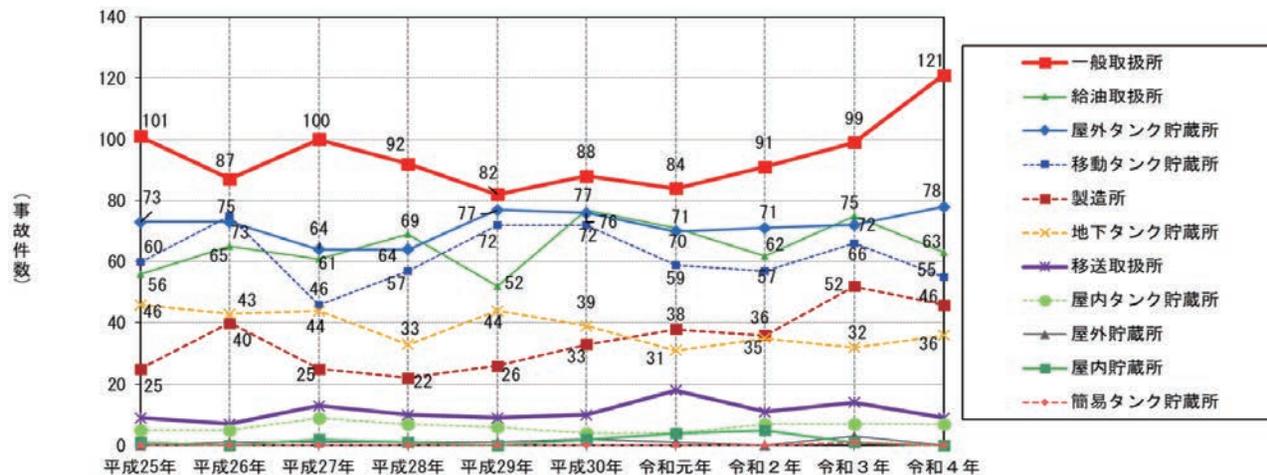
危険物施設における流出事故の件数の推移を製造所等の危険物施設の区分別にみると、一般取扱所、屋外タンク貯蔵所、給油取扱所、移動タンク貯蔵所におけるものが上位を占める状況が続いています。（第5図参照）

第4表 危険物施設における流出事故の概要（令和4年中）

発生件数等 製造所等の別	発生件数 (ア)	1万施設 当たりの 発生件数	被害				
			死者数	負傷者数	損害額 (イ) (万円)	1件当たり の損害額 (イ) / (ア) (万円)	
製造所	46	92.00	0	2	20,958.0	456	
貯蔵所	屋内貯蔵所	0	0.00	0	0	0.0	0
	屋外タンク貯蔵所	78	13.62	0	3	19,521.0	250
	屋内タンク貯蔵所	7	7.28	0	0	93.0	13
	地下タンク貯蔵所	36	4.92	0	0	2,450.0	68
	簡易タンク貯蔵所	0	0.00	0	0	0.0	0
	移動タンク貯蔵所	55	8.54	0	2	6,461.0	117
	屋外貯蔵所	0	0.00	0	0	0.0	0
小計	176	6.67	0	5	28,525.0	162	
取扱所	給油取扱所	63	11.13	0	4	4,043.0	64
	第一種販売取扱所	0	0.00	0	0	0.0	0
	第二種販売取扱所	0	0.00	0	0	0.0	0
	移送取扱所	9	87.12	0	0	376.0	42
	一般取扱所	121	20.74	0	7	2,736.0	23
	小計	193	16.43	0	11	7,155.0	37
合計／平均	415	10.74	0	18	56,638.0	136	

- (注) 1 発生件数には、製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、指定数量以上の危険物が流出したものの件数を含む。  
2 1万施設当たりの発生件数における施設数は令和4年3月31日現在の完成検査済証交付施設数を用いた。

第5図 危険物施設における流出事故の発生件数の推移（最近の10年間）

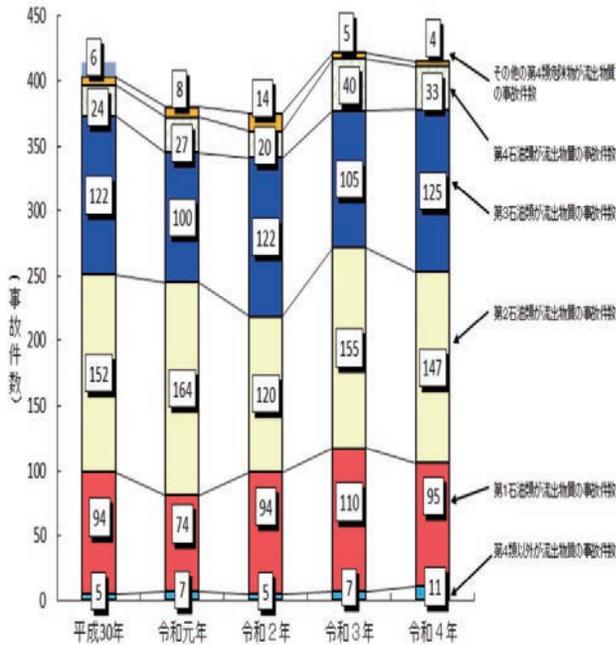


- (注) 第一種販売取扱所及び第二種販売取扱所の流出事故は過去10年間発生していない。

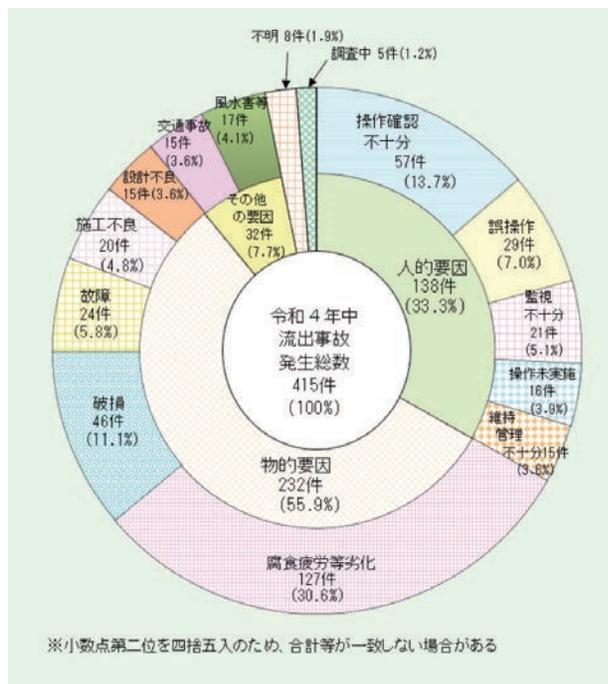
## (2) 流出した危険物

危険物施設における流出事故で流出した危険物をみると、多くが第4類の危険物であり、その事故件数は404件(97.3%)となっています。また、第4類の危険物について品名別にみると、第2石油類に係るものが147件(36.4%)で最も多く、次いで、第3石油類に係るものが125件(30.9%)、第1石油類に係るものが95件(23.5%)となっています。(第6図参照)

第6図 危険物施設における流出した第4類危険物別の件数の推移(最近の5年間)



第7図 令和4年中の危険物施設における流出事故の発生要因



## (3) 流出事故の発生原因

危険物施設における流出事故の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、物的要因が232件(55.9%)で最も高く、次いで、人的要因が138件(33.3%)、その他の要因(不明及び調査中を含む。)が45件(10.8%)となっています。物的要因では、腐食疲労等劣化の127件(30.6%)、破損の46件(10.8%)、人的要因では、操作確認不十分の57件(13.7%)が高い数値となっています。(第7図参照)

## 5 危険物等に係る事故防止対策の推進について

消防庁では、学識経験者や関係業界団体、消防機関等から構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会」を毎年度開催し、関係機関が一体となった危険物等に係る事故防止対策を推進しているところです。

また、都道府県等に対し、危険物等に係る事故防止対策の推進について(令和5年3月17日付け消防危第59号)や令和4年中の都道府県別の危険物に係る事故の発生状況等について(令和5年5月29日付け消防危第157号)により、都道府県別の事故の発生状況や危険物施設の態様を踏まえた事故防止に係る取組を積極的に実施するよう周知すると共に、全国を6ブロックにわけ、各都道府県や消防本部等が参加する危険物等事故防止ブロック連絡会議により、都道府県ごとの事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告をいただき、事故防止に関する情報共有を図っているところです。

- 危険物等に係る事故防止対策の推進について(令和5年3月17日消防危第59号)

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230317\\_kiho\\_59.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230317_kiho_59.pdf)

- 令和4年中の都道府県別の危険物に係る事故の発生状況等について(令和5年5月29日消防危第157号)

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230529\\_kiho\\_2.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230529_kiho_2.pdf)

# 令和5年度「危険物安全週間」実施報告

令和5年度の危険物安全週間が6月4日(日)～10日(土)に実施されました。

この危険物安全週間は、消防庁が定めた「危険物安全週間実施要綱」(平成2年1月19日付け 消防令第3号)に基づき、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的として、毎年6月の第2週(日曜日から土曜日までの7日間)に設けられた同週間は、主催である消防庁、都道府県、市町村、全国消防長会、(一財)全国危険物安全協会及び協賛の危険物保安技術協会、(一財)消防試験研究センター、石油連盟、全国石油商業組合連合会、電気事業連合会、(一社)日本化学工業協会、日本ガソリン計量機工業会等の緊密な協力により、全国的に推進されています。

また、4年ぶりに開催された危険物安全大会において表彰式が行われ、前田一浩消防庁長官、兵谷芳康(一財)全国危険物安全協会理事長及び小宮大一郎

危険物保安技術協会理事長から、各代表受領者に対し表彰状等が授与されました。

## ○消防庁長官表彰 41件

危険物保安功労者 個人(18名)  
優良危険物関係事業所(21事業所)  
危険物安全週間推進標語最優秀作入選者(1名)  
危険物事故防止対策論文(1名)

## ○全国危険物安全協会理事長表彰 131件

危険物保安功労者 個人(56名)  
危険物保安功労者 団体(2団体)  
優良危険物関係事業所(46事業所)  
感謝状(26名)  
危険物安全週間推進標語優秀作入選者(1名)

## ○危険物保安技術協会理事長表彰 3件

危険物事故防止対策論文理事長賞(2件2名)  
危険物事故防止対策論文奨励賞(1名)

## 表彰受賞者名簿

～おめでとうございます～

### 1 消防庁長官表彰 41件

#### (1) 危険物保安功労者 18名

##### 個人(18名)

野上 泰 宜 増毛町危険物安全協会会長  
山口 直 樹 高萩市危険物安全協会会長  
瀧澤 資 介 那須地区危険物保安協会会長  
齊藤 俊 明 入間市防火安全協会会長  
松井 旭 安房郡市危険物安全協会副会長  
根岸 宏 治 逗子市危険物安全協会副支部長  
正光 正 行 南越地区危険物安全協会幹事  
藤森 康 友 松本広域危険物安全協会会長  
荒川 永太郎 稲沢市防火危険物安全協会副会長

吉岡 登 伊賀市防火協会監事  
中西 壯一郎 湖南防火保安協会北支部顧問  
藤本 和 俊 大東市防火防災協会常任理事  
松本 隆 弘 尾道防火協会会長  
大工 幸 宏 長門市危険物安全協会会長  
中野 照 夫 仲多度南部危険物安全協会理事  
藤吉 哲 英 熊本県宇城地区危険物安全協会理事  
高倉 保 一般社団法人大分県危険物安全協会理事  
森田 智 久 株式会社JERA横浜火力発電所技術ユニット長

## (2) 優良危険物関係事業所 21 事業所

北海道地域暖房株式会社厚別エネルギーセンター  
カメイ株式会社岩手支店  
株式会社佐藤煙火  
日東紡績株式会社富久山事業センター  
株式会社田村石油  
日本化薬株式会社東京研究事務所  
デンカ株式会社五泉事業所新潟工場  
帝国インキ製造株式会社山梨工場  
古市石油株式会社  
アマノ株式会社細江事業所  
真丸特殊紙業株式会社江南工場

日油株式会社尼崎工場  
株式会社サンヨー  
エア・ウォーター株式会社和歌山工場  
鳥取赤十字病院  
株式会社丸惣  
シーピー化成株式会社  
相互薬工株式会社福岡事業所  
山代ガス鳥栖株式会社  
宮崎県農協果汁株式会社  
関西電力株式会社南港発電所

## (3) 危険物安全週間推進標語最優秀作 1名

古瀬 佑 亮

## (4) 危険物事故防止対策論文 1名

工藤 尚 嗣

## 2 一般財団法人全国危険物安全協会理事長表彰 131件

### (1) 危険物保安功労者 56名・2団体

#### 個人(56名)

酒井 茂	一般社団法人 北海道危険物安全協会連合会副会長	藤巻 孝一	八丈島危険物安全協会会長
薩田 和明	一般社団法人 北海道危険物安全協会連合会理事	田村 一彦	秦野市防火・危険物安全協会会長
津山 純一	富良野地区危険物安全協会会長	出口 敬純	茅ヶ崎市危険物安全協会理事
小野寺 靖	石巻地区危険物安全協会会長	松田 耕明	大野市危険物安全協会理事
森澤 徳夫	鷹巣阿仁地区危険物安全協会会長	手塚 孝一	笛吹市危険物安全協会監事
畠中 昭治	山形県危険物安全協会連合会理事	曾根原 幹二	一般社団法人 長野県危険物安全協会理事
鈴木 修一郎	いわき市危険物安全協会副会長	清水 晶	木曾危険物安全協会理事
細谷 忠之	石岡市危険物安全協会会長	宇野 聡	本巢危険物安全協会会長
田中正和	小山地区危険物保安協会顧問	鈴木 宏政	浜松市防災協会副会長
細野 文雄	芳賀危険物保安協会会長	金井 剛	蟹江町危険物安全協会会長
岡本 英一	伊勢崎地区危険物安全協会会長	須田 隆三	知多南部防火危険物安全協会会長
山同輝和	桐生地区危険物安全協会会長	山下一美	豊田市防火危険物安全協会理事
新藤 一美	所沢市防火安全協会会長	辻 保彦	一般社団法人 三重県危険物安全協会理事
並木 重和	新座市防火安全協会会長	白井 幸則	湖南防火保安協会副会長
小川 康弘	浦安市防火安全協会副会長	高橋 良成	一般社団法人 京都府危険物安全協会連合会理事
佐藤 善久	木更津市危険物安全協会副会長	西川 康行	高槻市火災予防協会理事
加藤 悦孝	日本堤防災安全会会長		

丸井 龍太郎 貝塚市火災予防協会副会長  
 片岡 徹 西脇多可防火協会会長  
 細谷 琢郎 丹波市危険物安全協会会長  
 横田 勝好 姫路市防火協会連合会会員  
 (横田瀝青興業株式会社 代表取締役)  
 吉川 修市 大和高田市防災安全協会会長  
 山田 友博 鳥取県危険物保安協会連合会理事  
 馬場 健 高梁市危険物安全協会副会長  
 道信 繁夫 美作市危険物安全協会理事  
 玉木 昌士 一般社団法人  
 広島県危険物安全協会連合会理事長  
 檜垣 元信 山口市危険物安全協会副会長  
 藤川 博之 徳島市危険物安全協会会長  
 横井 敬仁 香川県危険物安全協会連合会副会長  
 鳥井 貞宏 松山地区危険物安全協会理事  
 結城 剛 粕屋北部地区防災協会副会長  
 深町 昌久 多久地区危険物安全協会顧問

藤岡 秀則 一般社団法人  
 長崎県危険物安全協会会長  
 春野 英夫 平戸市危険物安全協会会長  
 松本 和幸 人吉下球磨地区危険物安全協会副会長  
 神田 文男 玖珠郡危険物安全協会会長  
 吉川 廣幸 一般社団法人  
 宮崎県危険物安全協会理事  
 小園 藤生 南さつま市危険物安全協会会長  
 谷川 紀幸 九州電力株式会社  
 松浦発電所オペレーショングループ長  
 諸岡 節雄 東北電力株式会社 原町火力発電所  
 発電グループ発電当直課長

## 団体(2団体)

胆江地区危険物安全協会  
 学校法人松韻学園福島高等学校

## (2) 優良危険物関係事業所 46 事業所

出光興産株式会社 函館油槽所  
 カメイ株式会社 三陸支店  
 日立 Astemo 株式会社 宮城第五工場  
 船川臨港運送株式会社  
 株式会社片桐製作所  
 会津オリンパス株式会社  
 有限会社桜井工業  
 白石工業株式会社 白艶華工場  
 株式会社トハン  
 住友建機株式会社 千葉工場  
 有限会社清水正二商店  
 住友電気工業株式会社 横浜製作所  
 株式会社北原塗料店  
 北産運輸株式会社  
 株式会社タカギセイコー本社  
 株式会社大同ゼネラルサービス  
 北陸トラック運送株式会社  
 山梨共栄石油株式会社 甲府北SS  
 株式会社シナノポリ  
 野中石油株式会社  
 臼井国際産業株式会社 協和製造部  
 株式会社富士化工研究所  
 笹徳印刷株式会社

健栄製薬株式会社 松阪工場  
 林純薬工業株式会社 三重工場  
 株式会社村田製作所 八日市事業所  
 佐々木化学薬品株式会社  
 高進運輸株式会社  
 日本チバガイギー株式会社 篠山工場  
 塚本運送株式会社  
 株式会社ニヤクコーポレーション中国支店 境港事業所  
 ダイワ石油株式会社  
 多田電機株式会社 熱交換器工場  
 鹿川ターミナル株式会社  
 村重石油株式会社  
 橋本砥油有限会社  
 株式会社富士クリーン  
 工藤石油株式会社  
 株式会社泉産業  
 Joyson Safety Systems Japan 合同会社 多久製造所  
 有限会社モリタ二商店  
 株式会社アイビー石油  
 有限会社狭間石油  
 宮崎石油基地株式会社  
 有限会社種子島エネルギーシステム  
 株式会社JERA 川崎火力発電所

### (3) 感謝状 26名

今村 裕	一般社団法人 北海道危険物安全協会連合会前理事	山田 菊雄	武儀地区危険物安全協会前会長
森川 時夫	一般社団法人 北海道危険物安全協会連合会前理事	津田 昇	掛川市危険物安全協会前会長
金野 弘雄	気仙地区危険物安全協会前理事	古橋 吉正	磐田市危険物安全協会前監事
梶 健一郎	久慈地区危険物安全協会前理事	伊藤 幸	一般社団法人 愛知県危険物安全協会連合会前理事
吉澤 利雄	公益社団法人 川口市防火安全協会前会長	川邊 元	三田市防火安全協会前会長
今井 勝	我孫子市防災協会前会長	西谷 敦彦	西和防災協会前会長
高橋 征文	麴町災害予防協会前会長	宇野 松人	鳥取県危険物保安協会連合会前会長
浅田 裕二	南砺市危険物安全協会前理事	草加 尚	東備地区防火協会前監事
亀田 正弘	白山野々市防火安全協会前会長	久米 徳男	阿北地区危険物安全協会前会長
多田 計介	七尾鹿島防火協会前理事	村田 典友	公益社団法人 福岡県危険物安全協会前監事
東出 清子	加賀市防火協会前理事	荒牧 泰浩	柏屋南部地域防災協会前会長
鶴田 純夫	東山梨地区危険物安全協会前会長	光武 繁	佐賀県危険物安全協会前常務理事
田中 昇	上伊那防火管理協会前会長	山部 慎一	一般社団法人 熊本県危険物安全協会前理事

### (4) 危険物安全週間推進標語優秀作 1名

中村 康二

## 3 危険物保安技術協会理事長表彰 3件

### (1) 危険物事故防止対策論文理事長賞 2件2名

上山 保人

山本 信一



前田一浩消防庁長官式辞

### (2) 危険物事故防止対策論文奨励賞 1名

岩本 和也



受賞者代表謝辞

(公社) 茨城県危険物安全協会連合会 山口直樹 理事



危険物安全大会の会場の様子



危険物安全大会宣言

(一社) 山口県危険物安全協会連合会 大工幸宏 副会長

## 令和5年度定期点検技術者講習日程

### 地下タンク等・移動貯蔵タンク 定期点検技術者講習

令和  
**5**  
年度

令和5年度地下タンク等・移動貯蔵タンク定期点検技術者講習を次のとおり実施します。

○この講習は危険物の規制に関する規則第62条の6に掲げる「知識及び技能を有する者」を育成するための講習です。

#### オンライン講習

この講習は、**初回講習・定期講習を対象**としたオンデマンド方式の講習で、講習動画は**受講期間内であれば24時間いつでも視聴可能**です。

受講期	受講期間	申請期間
第2期	9月1日(金)～9月30日(土)	7月1日(土)～7月31日(月)
第3期	10月1日(日)～10月31日(火)	8月1日(火)～8月31日(木)
第4期	11月1日(水)～11月30日(木)	9月1日(金)～9月30日(土)

#### 対面講習

この講習は、**オンライン講習を受講できない方向けの講習**で、従来どおり**講習会場に集合して行うもの**です。定員になり次第、締め切ることがありますので早めに申請してください。

講習種別	実施地	実施月日	講習会場	申請期間	
地下タンク等	初回講習	東京	9月5日(火) 9月6日(水)	専売ビル 港区芝5丁目26-30	8月7日(月)～8月18日(金)
		定期講習	札幌	10月3日(火)	北海道自治労会館 札幌市北区北6条西7丁目5-3
	大阪		11月9日(木)	(一財)大阪科学技術センター 大阪市西区靱本町1丁目8-4	10月9日(月)～10月20日(金)
	東京	12月5日(火)	専売ビル 港区芝5丁目26-30	11月6日(月)～11月17日(金)	
移動貯蔵タンク	初回講習	東京	9月14日(木) 9月15日(金)	専売ビル 港区芝5丁目26-30	8月14日(月)～8月25日(金)
		定期講習	札幌	10月4日(水)	北海道自治労会館 札幌市北区北6条西7丁目5-3
	大阪		11月10日(金)	(一財)大阪科学技術センター 大阪市西区靱本町1丁目8-4	10月9日(月)～10月20日(金)
	東京	12月6日(水)	専売ビル 港区芝5丁目26-30	11月6日(月)～11月17日(金)	

申請方法は、オンライン講習、対面講習ともに **インターネットによる申込み**となります。  
申請方法等は、当協会講習サイトをご確認ください。

注) 本予定表の記載内容は予告なしに変更する場合があります。  
最新の内容は当協会の講習サイトをご確認ください。

全危協 技術者講習 検索



一般財団法人

全国危険物安全協会

〒105-0021 東京都港区東新橋1-1-19ヤクルト本社ビル15階 TEL 03-5962-8923 (業務課)



2023年7月1日発行 82号 通号97号

編集・発行 一般財団法人全国危険物安全協会  
 東京都港区東新橋1-1-19 ヤクルト本社ビル15階  
 TEL (03) 5962-8921  
 ホームページ <https://www.zenkikyo.or.jp>

編集協力・印刷 株式会社ぎょうせい  
 TEL 0120-953-431